

令和6年第7回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年7月31日（水）午後2時00分

場 所 市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（18名）

欠席農業委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 5 議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について

◎開 会

事務局長 皆様、改めまして、こんにちは。総会の定足数に達していますので、ただいまより令和6年第7回白河市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が9件、農地法第4条関係が3件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が4件、白河市農業振興地域整備計画の変更関係が3件、合わせて25件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和6年7月31日提出。会長矢野正則。

なお、農地法第3条その6、その7については、農地法第5条その5と関連がありますので、農地法第3条その6の前に農地法第5条その5の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

会 長 ただいま事務局より提案がございましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその5朗読】

その2とその3は関連がある案件になっております。

事 務 局 それでは、43ページをご覧ください。

農地法第5条その5について説明申し上げます。

【その5朗読】

皆様方の審議のほどをよろしくお願いいたします。

事 務 局 続いてご説明させていただきます。

【その6その9朗読】

以上、その1からその9までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る28日に譲渡人、譲受人、委員と現地確認を行いました。

双方ともに間違いのないことでした。今回の転用による他の農業者への影響は、特に問題ないと思われます。

今回無償贈与ということですが、親族関係ではなく、以前より譲受人が草刈りなどを行い維持管理されており、譲渡人が、返されても維持管理できないということで、双方で無償贈与ということになったそうです。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2、その3は関連がありますので、一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、7月27日に委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にも現地に来ていただいて、確認しております。双方とも申請内容に間違いのないことです。また、ほかの周辺農地への影響は問題ないと思われるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

します。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る25日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。

皆様の審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 この申請につきまして、去る28日、委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人には現地に来ていただいて申請内容を確認しました。間違いはないということです。この申請によって周辺農地への影響はないと思われます。

皆様の審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

さきに説明がありました農地法第5条その5については、この後の農地法第5条の議案の中で審議いたします。

農地法第3条その6、7は関連性がありますので、一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、委員と今月27日に設定人、被設定人代理の方立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いはないということです。申請による周辺農地への影響は問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る25日、委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。

皆様の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その9について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る7月24日に委員さんと譲渡人、譲受人、鈴木さんで現地調査を行いました。申請内容を確認したところ、問題ないとのことでした。今回の申請による農地への影響は、特にないものと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年7月31日提出。会長矢野正則。

会 長 農地法第4条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、7ページをご覧ください。

農地法第4条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 報告させていただきます。今回の申請について、去る7月27日に委員と現地調査を行いました。また、申請人にも7月27日に現地でお会いし、申請内容について確認しました。申請内容については間違いのないことでした。今回の転用による周囲の農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第4条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、12ページをご覧ください。

今回申請で上がっている申請者の亡くなっている父の名義の土地について、相続人である申請者本人とほか妹2名全員の署名押印による申請書が提出されませんでした。したがって、書類の不備により今回の申請はなくなります。

事務局 補足説明させていただいてよろしいでしょうか。

会長 はい。

事務局 これまでも総会の席等を通じて、皆様に報告してきた件になります。

2月末に市民から県南地方振興局に、他県ナンバーのダンプが土を運んでいるという情報がありまして、市、県と共同で対応に当たってきました。農業委員会としましては、3月4日付で土砂搬入を止める通知書を発出しております。その後も地権者に、度々現場において工事を、土砂の搬入を止めるよう指導してきましたが、その後もずっと土砂搬入は止まりませんでした。その間にも、地権者は、この土地に土を盛って農地をつくるというような説明をずっとしていましたので、土砂の搬入を止めると同時に転用の申請をするように指導してまいりました。5月27日には是正通知書ということで、今後、土を入れないで、どのように

するのかという是正を促すような文書を発出してきておりました。それにも反応はなかったのですが、それ以降につきましても、地権者からは申請をするという話をされていましたが、ようやく7月8日になりまして、今回の申請書を提出してきたわけです。

現場においては、この前、7月22日に運営委員会の現地調査の後に、委員の皆様にも見ていただいた次第であります。現況については、かなりの土の量が盛ってある。一番の問題は、農業委員会の指導に従わなかった。今のところ農地法違反と捉えておりまして、今後、市の内部、県の関係機関と協議して対応をしていきたいと思います。今し方、説明がありましたとおり、書類上の不備がありますので、今回の申請については却下という考えであります。

説明につきましては、以上です。

会 長 書類不備により却下ということですが、地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る7月22日に運営委員会が開催され、現場をバスの中から、その土地の現状を確認していただきました。また、申請人には、電話で申請内容について確認しました。申請内容については、申請どおり農地として利用するということを確認しました。土の搬入はいつまで続くのですかと質問には、もう少しで終わるということでした。農地として利用するための具体的な計画を教えてくださいとの質問には、露地、ハウス栽培かは未定で、栽培作物について具体的計画ははっきりしていないようでした。あの土地の質では、作物は作れないのではないかと質問しましたが、知人の指導を受けて行うとのことでした。農業の経験はないので、知人から教わり実施する予定とするそうです。良質土等を何センチメートルぐらい盛るのかでは、搬入した土を改良して作物を作るそうです。造成費が300万円と記載してあるが、あれだけの造成が300万円でできるものですか、また、農地の整備であれば、あれほど高く盛る必要がないと思うが、どうしてあの高さにしなければならなかったのかという質問にははっきりと答えず、はぐらかされました。農地としての申請であります、申請面積が1万平米を超える面積及び10メートル以上の高さが事業計画に照らして必要最小限であると断言できず、預金残高や、聞き取りからは、事業に必要な資力があるとは判断できませんでした。また、周辺の土地に支障を及ぼす可能性も否定はできません。一般基準を満たされないと判断しました。また、農業委員会の土砂搬入を止める指導に従わない行為もありました。申請書の不備により却下ということですが、その内容は不許可相当であると判断いたしました。

以上でございます。

会 長 ただいま地区担当委員からも、この件に関しては不許可というふうな意見が出てお

ります。

この件に関しまして、地区担当委員、それから事務局の書類不備ということで却下または不許可相当ということが出ておりますが、その件に関してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないそうなので、その2について今回の申請は却下といたします。

農地法第4条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、17ページをご覧ください。

農地法第4条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、7月27日、委員と現地調査をしました。申請者と行政書士には、電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことでした。皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年7月31日提出。会長矢野正則。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、23ページをご覧ください。

農地法第5条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

譲渡人は、平成4年に太陽光発電を目的として農地法第5条の許可を受けましたが、その後、業者と連絡がつかない状態で2年以上放置され、工事の進捗報告の提出もなく、現在に至っています。今回、変更前の事業を遂行することができないと判断し、事業計画変更申請書も併せて提出されています。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る7月27日、委員と現地調査を行いました。譲渡人には、7月26日に電話で申請内容について確認いたしました。譲受人と申請代理人、行政書士には、7月27日に現地でお会いし申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。

今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、28ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告させていただきます。今回の申請について、去る7月27日に委員と現地調査を行いました。設定人ご夫妻には、7月27日、現地でお会いし、申請内容について確認しました。被設定人の担当者に7月27日に現地でお会いし、申請内容についても確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、33ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る7月26日に委員と現地調査を行いました。設定人と被設定人に7月25日に現地でお会いし、申請内容について確認いたしました。代理人の行政書士には電話で確認をしました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思います。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、38ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る7月24日に委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人には電話で確認しましたが、こちらに来られないということで、行政書士に現地立会い

ただき、確認し、問題ないとのことでした。今回の申請による農地への影響は、特にないものと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議します。

その5については、先ほど事務局より説明がありました。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、委員と今月27日に設定人、被設定人の担当の方立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことでした。申請による周辺農地への影響は、問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、48ページをご覧ください。

農地法第5条その6について説明申し上げます。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告させていただきます。今回の申請について、去る7月27日に委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人の代理人、委任状がありまして、行政書士と、測量関係の方立会いの下、申請内容について確認しました。申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その６について原案のとおり決定いたします。

◎議案第４号

会 長 次に、議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和６年７月31日提出。会長矢野正則。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第１号から第２号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、第１号から第２号について原案のとおり承認いたします。

◎議案第５号

会 長 次に、議案第５号 白河農業振興地域整備計画の変更について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第５号 白河農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律第13条第１項及び同法施行規則第３条の２の規定により、意見を求められたので審議するものとする。令和６年７月31日提出。会長矢野正則。

会 長 白河農業振興地域整備計画の変更その１からその３について、事務局より説明をさせます。

事 務 局 57ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更その１について説明いたします。

【その１朗読】

続きまして、58ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更その２についてご説明いたします。

【その２朗読】

続きまして、66ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更その3についてご説明いたします。

【その3朗読】

説明は以上です。

事務局 その3について補足説明させてください。

74ページの図面をご覧ください。

細かく書いてあるところが太陽光のパネルの設置の位置になります。6月の総会におきましてこの図面のところに関する農地転用の申請が上がって許可になりました。そのときには、図面上は左側の農地転用の部分だけの太陽光の表示となっておりました。事業としましては、単体の事業に組み入れた図面を提出されたわけでございます。それによって許可ということになったのですが、今回、農振除外に当たりまして、新たにパネルの図面をこのような形で提示されたわけです。内容につきましては、説明しましたように、事業としては一体ということになっているようです。事業が一体ということであれば、農振除外を先に、その後あるいは同時に農地転用というような流れになると思いますので、書類としては、今回の申請書については不備があったと判断いたします。

会長 この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

去る7月22日に運営委員会を開催し、現地調査と併せ審議を行ったところであります。その結果につきまして、運営委員会を代表し、委員に報告を求めます。

委員 白河農業振興地域整備計画の変更について、去る7月22日に運営委員会を開催し、白河市より意見を求められた白河農業振興地域からの除外案件について、現地調査を併せ審議いたしました。審議の結果、運営委員会としては、その1とその2を計画変更の内容について妥当案と判断し、その3につきましては保留とすることといたしましたので、報告いたします。

以上です。

会長 運営委員会を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、運営委員会の意見に準じ、意見書を市へ提出いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事 務 局 それでは、事務局より申し上げます。次回総会につきましては、8月30日金曜日午後2時より正庁で行います。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

◎閉 会

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、これをもちまして、令和6年第7回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時26分)
